

手当・助成・支援

妊娠・出産に関する手当・助成

制度名	対象者と助成内容	備考	問い合わせ先
特定不妊治療に係る先進医療費助成事業	先進医療会議において審議中の治療を受けたことにより、保険適用外となった特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の費用の一部を助成	助成条件あり	保健所健康課 ☎289-1641
兵庫県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存治療及び温存後生殖補助医療にかかる費用の一部を助成	がん治療等により生殖機能が低下または失う恐れのある43歳未満の方を対象に妊孕性（妊娠する力）温存治療及び温存後生殖補助医療にかかる費用の一部を助成	助成条件あり	兵庫県疾病対策課 ☎078-341-7711(代)
卵子凍結費用助成事業	若い女性が自身のライフプランや健康に向き合うプレコンセプションケア、女性のキャリア支援として、将来の妊娠出産に備えた卵子の凍結費用の一部を助成	助成条件あり	保健所健康課 ☎289-1641
不妊治療ペア検査支援事業	不妊症の検査を受けられた、姫路市内に住むご夫婦（事実婚を含む）に対し、検査費の一部を助成	助成条件あり	保健所健康課 ☎289-1641
不育症治療支援事業	不育症の検査および治療を受けられた、姫路市内に住むご夫婦（事実婚を含む）に対し、医療費の一部を助成	助成条件あり	保健所健康課 ☎289-1641
妊婦健康診査費助成事業	※P.18をご覧ください	母子健康手帳と一緒に交付	保健所健康課 ☎289-1641
産婦健康診査費助成事業	※P.18をご覧ください	母子健康手帳と一緒に交付	保健所健康課 ☎289-1641
風しん抗体検査・予防接種	※P.18をご覧ください		保健所予防課 ☎289-1721
親子歯科保健事業（妊産婦歯科健診・子どもの歯みがき相談）	※P.18・22をご覧ください	母子健康手帳と一緒に交付	保健所健康課 ☎289-1641
新生児聴覚検査費助成事業	※P.21をご覧ください	母子健康手帳と一緒に交付	保健所健康課 ☎289-1641
1か月児健康診査費助成事業	※P.21をご覧ください	母子健康手帳と一緒に交付	保健所健康課 ☎289-1641
出産育児一時金	国民健康保険の加入者（被保険者）で出産した方。出生児1人につき50万円（産科医療補償制度対象外の場合は48万8千円）		国民健康保険課 ☎221-2341 または加入する医療保険の窓口
産前産後期間の国民健康保険料の軽減制度	国民健康保険被保険者の方が出産されたとき、出産前後の4カ月間（多胎の場合は6カ月間）の国民健康保険料（所得割額・均等割額）が軽減されます。（必要なもの 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ・母子健康手帳）	出産予定日の6カ月前から申請可	国民健康保険課 ☎221-2343
産前産後期間の国民年金保険料の免除制度	国民年金第1号被保険者の方が出産されたとき、出産前後（単胎4カ月間・多胎6カ月間）の国民年金保険料が免除され、保険料納付済期間として扱われます（必要なもの 基礎年金番号通知書または年金手帳・母子健康手帳）	出産予定日の6カ月前から申請可	国民年金窓口 センター ☎221-2332
妊婦支援給付金支給事業	妊娠時・出産時の経済的支援を実施 ・妊娠時：妊婦1人あたり5万円 ・産後：胎児の数×5万円	所得制限なし	こども支援課 ☎221-2598
妊産婦タクシー利用料金助成事業	※P.19をご覧ください		こども総務課 ☎221-1521
育児用品ギフト事業	※P.20をご覧ください	「こんにちは赤ちゃん訪問」の際に配布	保健所健康課 ☎289-1641 こども支援課 ☎221-2144

育児に関する手当・助成

制度名	対象者と助成内容	備考	問い合わせ先
児童手当	高校生年代まで（18歳到達後最初の3月31日まで）のお子さんを養育している保護者などで、生計を維持する程度の高い方。お子さん1人につき月額10,000円、3歳未満は月額15,000円、第3子以降は月額30,000円	所得制限なし	こども支援課 ☎221-2312
乳幼児等医療費助成制度	0歳～小学3年生まで 健康保険で診療を受けた場合の自己負担額を全額助成	所得制限なし	福祉総務課 ☎221-2307
こども医療費助成制度	小学4年生～18歳到達後最初の3月31日まで 健康保険で診療を受けた場合の自己負担額を全額助成	所得制限なし	福祉総務課 ☎221-2307
就学援助	経済的な理由により就学が困難な市立の小学校・中学校・義務教育学校に通う児童・生徒の保護者に対して、就学援助費を支給	所得制限あり	各学校 教育委員会学校指導課 ☎221-2762
育児休業給付金	雇用保険の被保険者が、原則1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に支給（休業開始時賃金の67%、休業開始から6か月経過後は50%相当額）	支給要件あり	ハローワーク姫路 ☎222-8609
出生時育児休業給付金	雇用保険の被保険者が子の出生後8週間の期間内に合計4週間分（28日）を限度として、出生時育児休業を取得した場合に支給	支給要件あり	ハローワーク姫路 ☎222-8609
出生後休業支援給付金	子の出生直後の一定期間内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子の育児休業を取得する場合に支給（最大28日間、休業開始時賃金の13%相当額）	支給要件あり	ハローワーク姫路 ☎222-8609
育児時短就業給付金	雇用保険の被保険者が、2歳未満の子を養育するために、所定労働時間を短縮となる就業をする場合に支給（時短勤務中に支払われた賃金額の10%）	支給要件あり	ハローワーク姫路 ☎222-8609
求職活動関係役務利用費	雇用保険の受給資格者等が、求人者との面接等をした、教育訓練を受講したりするため、子のための保育等サービスを利用した場合、そのサービス利用のために負担した費用の一部を助成	支給要件あり	ハローワーク姫路 ☎222-8609

ひょうご子育て応援の店事業

子育て世帯を対象に料金の割引や各種サービスなどを行う店舗。会員登録により、協賛店舗で各種サービスが受けられるパスポートを発行します。パスポートは全国の都道府県でも利用可能。

問 兵庫県県民生活部男女青少年課男女共同参画班 ☎078-362-4185



子どもの目線で見ると危険がいっぱい！

うちの危険箇所チェック ①

ベランダ

●転落
踏み台になるようなものがあると登るおそれがあり危険！窓の施錠は大丈夫？

キッチン

●刃物でのケガ
●熱い鍋や魚焼きグリルなどでのやけど
2歳くらいになると背伸びすれば届くので注意。ガラス部も熱くなりやけども。

ドア

●指を挟む
●頭をぶつける
開く部分だけでなく、付け根の隙間も危険です。

ひとり親の方への手当・助成・支援

制度名	対象者と助成内容	備考	問い合わせ先
児童扶養手当	ひとり親家庭のお子さんの母または父もしくは養育者。お子さんの人数により月額46,690円～（一部支給は11,010円～）	所得制限あり	こども支援課 ☎221-2311
母子家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭の母子・父子、遺児が健康保険で診療を受けた場合の自己負担額から、次の一部負担金を差し引いた額を助成 ・外来時：医療機関ごとに1日につき上限800円、月に2回まで ・入院時：定率1割負担で、医療機関ごとに月上限3,200円	所得制限あり	福祉総務課 ☎221-2307
養育費確保事業	姫路市にお住まいのひとり親の方【公正証書作成費用等の助成】 養育費の取り決めを行うにあたって、債務名義のある公正証書の作成費用や調停・裁判の収入印紙代等の手続費用を助成（上限・所得制限なし） 【養育費保証契約費用の助成】 保証会社との養育費立替保証契約締結にあたって必要な初回保証料を助成（上限5万円・所得制限あり）	事前に要相談。 1回限り	こども支援課 ☎221-2132
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の母・父または寡婦。修学、就学支度、技能習得、転宅など。無利子（連帯保証人必要）、一定期間据え置き後、元利均等償還	事前に要相談。 貸付限度額あり	こども支援課 ☎221-2132
ひとり親家庭学習支援事業	姫路市にお住まいでひとり親家庭等（児童扶養手当全部支給世帯）の小学6年生の児童。費用無料	対象者へ案内を送付。応募者多数の場合抽選	こども支援課 ☎221-2132
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父（条件あり）。雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座の受講料の一部を受講修了後に支給。（雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある方は、ハローワークで給付を受けた後、差額を支給）	事前に要相談。 講座受講前に申請を。 1回限り	こども支援課 ☎221-2132
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母または父（条件あり）。看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、言語聴覚士等を目指し養成機関で修業する人 ・訓練促進給付金／修業期間の全期間（上限4年。資格取得に必要な期間に限る） 月額70,500円または100,000円（養成機関における課程修了までの期間の最後の12カ月は4万円増額） ・修了支援給付金／養成機関における課程修了後に支給。25,000円または50,000円（条件あり）	事前に要相談。 所得制限あり。 1回限り	こども支援課 ☎221-2132
高等職業訓練促進資金貸付事業（兵庫県社協実施）	高等職業訓練促進給付金の受給者。入学準備金（同内容の貸付や給付金とは併用不可）、就職準備金。連帯保証人を立てる場合、無利子。返還免除の規定あり	事前に要相談。 貸付限度額あり	こども支援課 ☎221-2132
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	ひとり親家庭等の親または子（条件あり）。高卒程度認定試験の合格を目指す講座の受講費用の一部を支給。①受講開始時給付金／受講費用の4割②受講修了時給付金／受講費用の1割③合格時給付金／受講費用の1割（通学か通信かによって支給上限額が異なります。）	事前に要相談。 講座受講前に申請を。 1回限り	こども支援課 ☎221-2132
ひとり親家庭等日常生活支援事業	※P.56をご覧ください	事前登録・要相談	こども支援課 ☎221-2132
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業（兵庫県社協実施）	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭等の母または父（条件あり）。住宅家賃の実費（月額上限7万円・最長12カ月）を貸付。無利子（原則連帯保証人必要）。返還免除の規定あり	事前に要相談。 所得制限あり	こども支援課 ☎221-2132

制度名	対象者と助成内容	備考	問い合わせ先
交通・災害遺児手当、遺児奨学金	交通事故や災害により父や母を亡くした小学生・中学生・高校生の保護者 ・小・中学生／就学奨励金 月額3,000円／入学祝金（小・中学校入学時）10,000円／卒業祝金（中学校卒業時）20,000円 ・高校生／奨学金 月額3,500円	所得制限あり	こども支援課 ☎221-2311
税の軽減	ひとり親で生計を一にする子がいる方は、所得税や住民税のひとり親控除が受けられる場合あり	合計所得金額500万円以下	税務署 ☎282-1135 市民税課 ☎221-2261
JR通勤定期券割引制度	児童扶養手当や生活保護の受給世帯の方が、JRの通勤定期券を購入する場合、市が発行する証明書を提出すると、定期代が3割引に		JR各駅窓口やこども支援課 ☎221-2311 または生活援護室 ☎221-2323

未熟児・障害児・難病のお子さんに関する手当・助成・支援

制度名	対象者と助成内容	備考	問い合わせ先
未熟児養育医療給付事業	未熟児で生まれ、指定養育医療機関で医師が入院して養育を受ける必要があると認め、姫路市で承認された場合に、入院医療費（保険診療分）および入院時食事療養費を公費負担する制度（通院治療を除く）		保健所健康課 ☎289-1641
特別児童扶養手当	20歳未満で、身体または精神に重度障害または中度障害のあるお子さんを養育する父母または養育者に支給。月額56,800円（重度）・37,830円（中度）、年3回支給	所得制限あり	こども支援課 ☎221-2311
障害児福祉手当	20歳未満で、身体または精神に重度の障害があるために日常生活において常時介護を必要とするお子さんに支給。月額16,100円、年4回支給	所得制限あり	こども支援課 ☎221-2311
障害者手帳をお持ちのお子さんに対する支援	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちのお子さんに対して、さまざまな支援があります ・補装具購入費等の助成 ・日常生活用具購入費の助成 ・福祉金の支給 ・重度障害者（児）介護手当の支給など	一部所得制限あり	障害福祉課 ☎221-2305
障害福祉サービス等の利用	障害福祉サービス等を利用される場合、自己負担額は原則1割。その他、世帯の状況によって月あたりの自己負担上限額の設定あり。		障害福祉課 ☎221-2309
軽・中度難聴児補聴器購入費等助成	身体障害者手帳の交付対象とならない聴覚に障害のあるお子さんの補聴器の購入費等の一部を助成		障害福祉課 ☎221-2305

社会福祉法人
五倫会
Gorinkai

私たちは人間を愛し、一人ひとりの人間がありのままに、自らの意思で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

指定障害者支援施設 **姫路暁乃里**
姫路市形的町の形3558番地
TEL:079-247-9797

障害福祉サービス事業所 **太陽の郷**
姫路市形的町の形3564番地
TEL:079-247-8855

放課後等デイサービス **オリオン**
姫路市飾磨区阿成植木858番地
TEL:080-8349-5599

ホームページはこちら

制度名	対象者と助成内容	備考	問い合わせ先
自立支援医療 (育成医療)	身体に障害があり医療を行うことで改善・機能の維持が保たれるなど、医療効果が期待できる18歳未満のお子さん。自己負担額は原則1割。その他、世帯の状況によって、月あたりの自己負担上限額の設定あり	所得制限あり	障害福祉課 ☎221-2305
自立支援医療 (精神通院)	精神科領域の疾患で継続した通院治療を行っており、医師の診断書等により該当と認められたお子さん。自己負担額は原則1割。その他、世帯の状況によって、月あたりの自己負担上限額の設定あり	所得制限あり	障害福祉課 ☎221-2309
小児慢性特定疾病 医療費助成制度	国が定める小児慢性特定疾病にかかっているお子さん等で、その疾病の程度が一定以上である場合に医療費を助成		保健所予防課 ☎289-1635

幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

3～5歳児は、保育料が無償(申請不要)

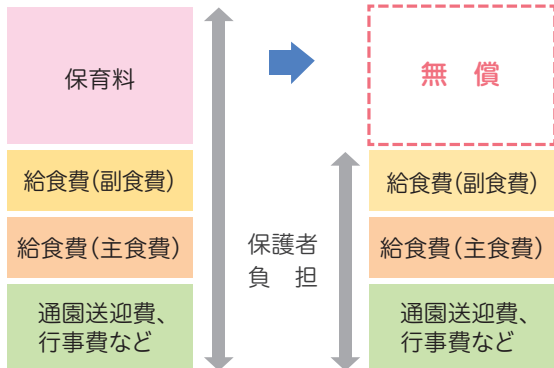
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間です
※幼稚園、認定こども園の教育標準時間(1号認定)を利用する子どもは、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償になります

- 預かり保育(幼稚園・認定こども園)を利用している人は下記参照

チェック 副食費などの食材料費、通園送迎費、行事費などは引き続き有償(保護者負担)です

※年収360万円未満相当世帯の子どもと、すべての世帯の第3子以降の子ども(1号認定については小学3年生まで、2号認定については保育所等を利用する最年長の子どもを第1子として数える)は、副食費(おかず・おやつ等)が免除されます

(2号認定の子どもの場合)



0～2歳児は、住民税非課税世帯のみ保育料が無償(申請不要)

- それ以外の世帯で子どもが2人以上いる世帯は、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子として数え、0～2歳の第2子は半額、第3子以降は無償になります
※年収360万円未満相当世帯は、第1子の年齢は問いません

預かり保育(幼稚園・認定こども園)を利用している人は1日の上限450円、利用日数に応じて、最大月額11,300円(2歳児クラスの満3歳で住民税非課税世帯は16,300円)まで利用料が無償(要申請)

- 対象は、市から「保育の必要性の認定」を受けた人です。認定には、就労など認可保育所の利用と同等の要件が必要です
- 申請手続きなど、詳しくはホームページや利用する施設でご確認ください

無償化の対象となる届出保育施設(認可外保育施設)等を利用する子ども

3～5歳児は 最大月額37,000円まで保育料が無償(要申請)

0～2歳児は、住民税非課税世帯のみ 最大月額42,000円まで保育料が無償(要申請)

- 対象は、認可保育所、認定こども園等を利用していない人で、市から「保育の必要性の認定」を受けた人です。認定には、就労など認可保育所の利用と同等の要件が必要です
- 申請手続き、対象施設など、詳しくはホームページや利用する施設でご確認ください

チェック 一時預かり事業(一時保育)、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象です

※届出保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育施設等を指します
※対象となる届出保育施設は、都道府県等に届け出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です(基準を満たしていない場合でも、猶予期間中(令和7年9月まで)は対象となります)
※企業主導型保育事業は、無償化の対象となりますが、詳細は各施設へお問い合わせください

就学前の児童発達支援等を利用する子ども

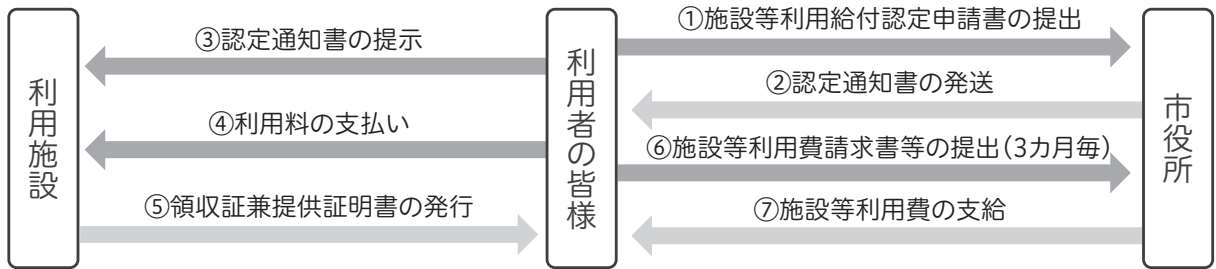
3～5歳児は、利用者負担無償(申請不要)

- 0～2歳児の無償の対象(第2子以降の取り扱い等)は、従前から変更ありません
- 無償化に関して詳しくはこども保育課ホームページ「幼児教育・保育の無償化について」をご覧ください

問 児童発達支援等について 障害福祉課 ☎221-2309 **問** 左記以外に関すること こども保育課 ☎221-2313

施設等利用給付に必要な手続き

手続きの流れ(概要)



■「保育の必要性の認定」に係る申請手続き①

- 「施設等利用給付認定申請書」と添付書類をこども保育課に提出(電子申請可、郵送不可)
※添付書類はP.30をご確認ください
※認定開始日は認定申請日(こども保育課受付日)より前に遡及できませんのでご注意ください
※認定申請(現況届)は毎年必要となります。対象者には、毎年7月頃に案内を送付する予定ですので、再度必要書類を添付の上、申請をしてください

■給付の手続き⑤⑥⑦

- 施設等利用給付は償還払い(一旦支払った費用が、後から返金される仕組み)となります。利用料については通常通り施設にお支払いください
- 給付は年4回です。1月、4月、7月、10月の各月20日までに請求書を提出いただき、支払いは各月の請求期限から約2カ月後です
- 「施設等利用費請求書」には、利用施設から発行される「領収証兼提供証明書」を添付してください(郵送可)

施設等利用給付認定申請に必要なもの

- 施設等利用給付認定申請書(電子申請の場合は不要)
- 父母それぞれの保育を必要とする事由に応じたP.30の添付書類(3カ月以上前に作成された書類は無効)
- ひとり親世帯の方は、次の⑦～⑨のいずれか1点が必要です
 - 母子家庭等医療費受給者証
 - 児童扶養手当証書
 - 戸籍全部事項証明書(証明日から3カ月以内のもの)
- 0歳児から2歳児で市民税非課税世帯の内、令和7年1月1日現在、姫路市に住民登録がなかった方については、課税証明書(令和7年度分)または個人番号申告書

※世帯状況や課税状況を確認するため上記以外の書類が必要な場合があります

申請手続きや、申請様式など
詳しくはホームページをご覧ください



幼児教育・
保育の無償化



施設等利用給付
に必要な手続き



施設等利用給付
認定申請フォーム



●保育を必要とする事由に応じた添付書類

保育を必要とする事由	必要な証明書類等
就労・就労内定 (休憩時間を除いて 月48時間以上)	就労証明書(証明日から3カ月以内のもの)* ●就労証明書について、就労先に無断で作成、改変を行ったり、虚偽の記載を行ったりしたときには、刑法上の罪に問われる場合があります ●自営業等をされている方で、事業主である場合は、ご自身で就労証明書を記入してください。 自営業、内職の方は下記⑦④、⑤⑥いずれかを必ず添付(法人化している場合は不要) 個人事業主の方、内職の方:⑦確定申告書(第一表)の写し、④⑦を提出できない場合は、屋号や個人名が記載された売上や収支がわかる書類 配偶者が個人事業主で、その自営の手伝いをされている方:⑤確定申告書(自営業主の確定申告書の事業専従者の箇所に手伝いの方の氏名が記載されているもの)、⑥⑤を提出できない場合は、自営業の手伝いとして従事していることが具体的に確認できる書類 ●④⑤でご提出いただいた書類で実態が確認できない場合、別書類の提出をお願いすることがあります ●起業の準備等で事業の実態が確認できる書類が提出できない場合は、求職活動での申請となります
妊娠・出産	母子健康手帳の「氏名・交付番号」および「出産(予定)日」記載面の写し ●認定期間は出産予定月の前後2カ月以内に限り
保護者の疾病・障害など	診断書(証明日から3カ月以内のもの)* ●ただし、身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(A、B1)、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付を受けている場合はその手帳の写し(氏名・手帳番号・等級・障害内容の記載面)でも可
病人の看護など (月48時間以上) (原則同居で常時看護・ 介護している場合に限る)	看護等確認書・診断書(証明日から3カ月以内のもの)* ●ただし、身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(A、B1)、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付、介護保険の要介護認定(要介護3～5)を受けている場合はその手帳または介護保険被保険者証の写し(氏名・手帳番号・等級・障害内容(要介護度)の記載面)でも可
家庭の災害	地区の消防署長の確認書
求職活動	誓約書兼就労予定申立書* ●ハローワークの「求職受付票」や「雇用保険受給資格者証」の交付を受けている場合はその写し ●認定期間は認定開始月から3カ月です
技能習得中・学生 (①②いずれも必要)	①職業訓練学校・大学などの在学証明書 ②在学期間・就学時間などが記載されたもの(例:カリキュラム表など)

※印が付いたものについては所定の様式があります。市役所(こども保育課)に取りに来ていただくか、ホームページからダウンロードしてください

問 こども保育課 ☎221-2313

〈以下は広告スペースです〉

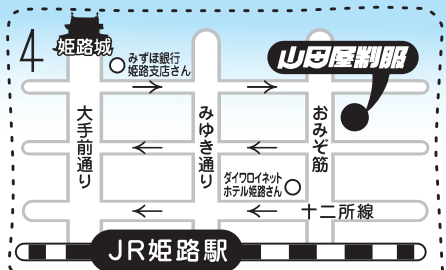


株式会社 **山田屋制服**

創業79周年

学生服専門店として、姫路市・加古川市を中心に西播磨を含め、小学校、中学校、高等学校の各種制服などを取り扱っております。





営業時間/AM10:00～PM18:00
TEL.079-223-0710

ホームページ <https://yamadayaseifuku.jp>  姫路市紺屋町30 おみぞ筋商店街